

## ○大洗町地方卸売市場条例施行規則

(昭和 47 年 12 月 23 日規則第 7 号)

**改正** 平成元年 3 月 23 日規則第 3 号 平成 12 年 9 月 28 日規則第 22 号  
平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号平成 27 年 9 月 25 日規則第 18 号  
令和 2 年 3 月 6 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大洗町地方卸売市場条例(昭和 47 年大洗町条例第 20 号。以下「条例」という。)第 52 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(開場の期日の変更)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定による申し出は、(臨時休業/臨時営業)承認申請書(様式第 1 号)によるものとする。

(開場の時間の変更)

第 4 条 条例第 7 条の規定による申し出は、開場時間変更承認申請書(様式第 2 号)によるものとする。

(卸売業者の許可申請及び許可証の交付)

第 5 条 条例 9 条第 2 項の規定による申請書は、卸売業者許可申請書(様式第 3 号)によるものとする。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を精査し、卸売業者の許可をしたときは、卸売業者許可証(様式第 4 号)を申請者に交付するものとする。

(卸売業者の廃止の届出)

第 6 条 条例第 11 条の規定による届け出は、卸売業者廃止届(様式第 5 号)によるものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第 7 条 条例 12 条第 3 項の規定による申請は、その申請が事業の譲渡し及び譲受けに係るものであるときは、営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)認可申請書(様式第 6 号)によるものとし、その申請が合併又は分割に係るものであるときは、企業の合併(分割)認可申請書(様式第 7 号)によるものとする。

(誓約書)

第 8 条 条例第 13 条第 1 項の規定による誓約書は、誓約書(様式第 8 号)によるものとする。

(卸売業者の保証金の額)

第9条 条例第13条第3項の規定による保証金の額は200,000円とする。

2 保証金を預託する卸売業者は、前項の保証金に保証金預託書(様式第9号)を添えて、町長に提出しなければならない。

(保証金追納期日)

第10条 条例第15条第1項の規定による保証金の不足額の追納期日は、不足額を生じた日から3日までに保証金追納預託金(様式第10号)により追納することとする。

(せり人の届出)

第11条 条例第17条第1項の規定による届け出は、せり人届出書(様式第11号)によるものとする。

(買受人の承認申請書)

第12条 条例第19条第1項の規定による買受人の承認を受けるための申請は、条例第24条で届け出のあった組合員の資格を有する者が、買受人承認申請書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合

- ア 住民票の写し
- イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- ウ 買受見込額
- エ その他町長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合

- ア 定款及び登記事項証明書
- イ 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- ウ 買受見込額
- エ その他町長が必要と認める書類

(買受人補助員の承認申請書)

第12条の2 条例第19条第2項の規定による買受人補助員の承認を受けるための申請は、買受人補助員承認申請書(様式第13号)に住居票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(買受人承認書及び買受人章の交付)

第13条 町長は、買受人の承認をしたときは、買受人承認書(様式第14号。「以下「承認書」という。」)及び買受人章をを交付するものとする。

2 買受人は、承認書を卸売業者に提示して売買契約を締結しなければならない。

(買受人補助員承認書及び買受人補助員章の交付)

第 13 条の 2 町長は、買受人補助員の承認をしたときは、買受人補助員承認書(様式第 15 号)及び買受人補助員章を交付するものとする。

(買受人章等の着用)

第 13 条の 3 買受人又は買受人補助員は、市場内において町長が交付する買受人章又は買受人補助員章を着用しなければならない。

(卸売業者との売買契約の締結)

第 14 条 買受人は、承認書の交付を受けた後でなければ卸売業者との売買契約はできない。

2 卸売業者との売買契約には、承認書の写しを添付しなければならない。

(買受人との契約報告)

第 15 条 卸売業者は、第 12 条第 2 項の規定による買受人と売買契約を締結したときは、買受人との契約者報告書(様式第 16 号)により町長へ報告しなければならない。

(名称変更等の届出)

第 16 条 条例第 20 条第 1 項第 1 号の規定による届け出は、住所、名称、商号等変更届(様式第 17 号)によるものとし、同項第 2 号の規定による届け出は、買受人業務廃止届(様式第 18 号)によるものとする。

(買受人組合設立届)

第 17 条 条例第 24 条の規定による届け出は、買受人組合設立届(様式第 19 号)によるものとし、届け出の内容を変更したときは、買受人組合規約役員の変更届(様式第 20 号)によるものとする。

(販売手数料の届)

第 18 条 条例第 32 条の規定による届け出は、販売受託手数料届(様式第 21 号)によるものとする。

(月間卸売数量等の報告)

第 19 条 条例第 36 条第 3 項の規定による報告は、月間卸売高報告書(様式第 22 号)によるものとする。

(検査の証票)

第 20 条 条例第 36 条第 2 項の規定による検査に当たる職員の身分を示す証票は、大洗町地方卸売市場業務検査員証(様式第 23 号)によるものとする。

(市場使用の許可申請書等)

第 21 条 条例第 39 条、第 41 条第 1 項及び第 42 条の規定による市場の使用の許可申請書は、市場使用許可申請書(様式第 24 号)によるものとする。

2 町長は、前項の規定による申請の許可をしたときは、市場使用許可書(様式第 25 号)を交付するものとする。

(市場使用料)

第 22 条 条例第 46 条の規定による徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 市場使用料は、その月分を翌月 15 日までに徴収する。
- (2) 前号以外の使用料は 1 日分又は 1 月分若しくは 1 年分を使用前に徴収する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 48 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 44 年 11 月 1 日大洗町魚市場条例施行規則第 13 号は、施行の日から廃止する。

附 則(平成元年 3 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 9 月 28 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 25 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日規則第 2 号)

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

臨時休業  
臨時営業

承認申請書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は  
代表者氏名

印

大洗町地方卸売市場条例施行規則第 3 条の規定により下記のとおり臨時休業，臨時営業したいので承認されたく申請いたします。

記

臨時休業日	年 月 日 午 時 分から
臨時営業日	年 月 日 午 時 分まで
理 由	

様式第2号（第4条関係）

開場時間変更承認申請書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は  
代表者氏名

印

大洗町地方卸売市場条例施行規則第3条の規定により開場時間を変更したので、下記のとおり申請いたします。

記

変更する 開場時間	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
理 由	

様式第3号（第5条第1項関係）

年 月 日

卸売業務許可申請書

大洗町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

卸売業務を行いたいので、大洗町地方卸売市場条例第9条第2項の規定により申請する。

記

- 1 卸売業務を行おうとする市場の名称
- 2 名称、代表者の氏名及び住所
- 3 資本金又は出資の額及び役員の名
- 4 その他必要認める事項

様式第4号(第5条第2項)

第 号

卸 売 業 務 許 可 証

卸売業者 住 所  
氏 名

1 許 可 番 号 第 号

2 許 可 年 月 日

3 卸売業務を行う市場の名称

4 卸売業務を行う市場の位置

5 卸売業務を行う取扱品目の部類

年 月 日

大洗町長

印



様式第5号(第6条)

年 月 日

卸 売 業 務 廃 止 届

大洗町長 様

届出者 住 所  
氏 名 ⑩

卸売業務を廃止したので、大洗町地方卸売市場条例第11条の規定により届ける。

記

- 1 卸売業務を行っていた市場の名称
- 2 取扱品目の部類
- 3 卸売業務許可年月日

様式第6号(第7条)

年 月 日

営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)認可申請書

大洗町長 様

申請者 住 所  
名 称 ⑩

営業又は事業の譲渡し(又は譲受け)をしたいので、大洗町卸売市場条例第12条第3項の規定により申請する。

記

- 1 譲渡し(又は譲受け)の相手の氏名及び住所  
(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び住所)
- 2 譲渡し(又は譲受け)をしようとする理由
- 3 譲受けの場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名

様式第7号(第7条)

年 月 日

企業の合併(分割)認可申請書

大洗町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

企業の合併(分割)をしたいので、大洗町地方卸売市場条例第12条第3項の規定により申請する。

記

- 1 合併(分割)しようとする法人名及び住所
- 2 合併(分割)し卸売の業務を行おうとする法人の名称及び住所
- 3 合併(分割)しようとする理由
- 4 合併(分割)後の資本金又は出資の額及び役員の名

様式第 8 号 (第 8 条関係)

誓 約 書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称 又 は  
代 表 者 氏 名

㊟

大洗町地方卸売市場における、卸売業者として、大洗町地方卸売市場条例第 9 条第 3 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当しないことを、同条例第 13 条第 1 項に基づく同施行規則第 8 条の規定によりここに誓約いたします。

様式第9号（第9条関係）

保 証 金 預 託 書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称 又 は  
代 表 者 氏 名

印

大洗町地方卸売市場条例第13条及び施行規則第9条の規定による保証金を  
預託いたします。

記

1 保証金預託額

一金 円也

2 誓約書

1 通

様式第 10 号 (第 10 条関係)

保 証 金 追 納 預 託 書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称 又 は 代表者氏名 ㊤

大洗町地方卸売市場条例第 15 条第 1 項の規定による保証金の追納金を預託  
いたします。

記

1 保証金追納預託額

一金 円也



様式第 12 号 (第 12 条関係)

買 受 人 承 認 申 請 書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称

㊟

代表者名

大洗町地方卸売市場条例第 19 条の規定により大洗町地方卸売市場における買受人として、営業をしたいので承認くださるよう下記のとおり必要書類を添えて申請いたします。

記

- 1 申請者が個人 住民票  
申請者が法人 定款及び登記事項証明書
- 2 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- 3 買受人組合員の資格のわかるもの
- 4 買受見込額 円
- 5 その他町長が必要と認める書類
- 6 荷 印



様式第 13 号 (第 12 条関係)

買 受 人 承 認 申 請 書 (補助員)

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名 称

㊟

代表者名

大洗町地方卸売市場条例第 19 条第 2 項の規定により大洗町地方卸売市場における買受人補助員として、営業をしたいので承認くださるよう下記のとおり必要書類を添えて申請いたします。

記

- 1 申請者が個人 住民票  
申請者が法人 定款及び登記事項証明書
- 2 納税証明書(市町村民税及び固定資産税)
- 3 買受人組合員の資格のわかるもの
- 4 買受見込額 円
- 5 その他町長が必要と認める書類
- 6 荷 印

様式第 14 号 (第 13 条関係)

承認第 号  
年 月 日

買 受 人 承 認 書

様

大洗町長

大洗町地方卸売市場の買受人として承認する。

記

住 所	
名 称	
代表者名	
電話番号	

買受人章

買受人章

(承認番号)



大洗町地方卸売市場

様式第 15 号 (第 13 条関係)

承認第 号  
年 月 日

買 受 人 補 助 員 承 認 書

様

大洗町長

大洗町地方卸売市場の買受人補助員として承認する。

記

住 所	
名 称	
代表者名	
電話番号	

買受人補助員章

買受人補助員章

(承認番号)



大洗町地方卸売市場

様式第 16 号 (第 15 条関係)

年 月 日

買受人との契約者報告書

大洗町長 様

卸売業者  
住 所

名称又は  
代表者氏名

印

大洗町地方卸売市場条例施行規則第 15 条の規定により下記のとおり買受  
人と売買契約を締結したので報告いたします。

記

買受人 氏名	住 所	契約した 年 月 日	名称又は 商 号	

様式第 17 号 (第 16 条関係)

住所, 名称, 商号等変更届

年 月 日

大洗町長 様

買 受 人  
住 所

名 称 又 は  
代 表 者 氏 名

㊟

大洗町地方卸売市場条例第20条第1項第1号の規定により変更したので届け出ます。

記

変更前

変更後

様式第18号 (第16条関係)

買受人業務廃止届

年 月 日

大洗町長 様

買受人  
住

名称又は  
代表者氏名

印

大洗町地方卸売市場条例第20条第1項第2号の規定により買受人としての  
業務を廃止したので届け出ます。

記

1 廃止年月日

2 廃止理由



様式第 19 号（第 17 条関係）

買受人組合設立届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

買受人組合名

代表者名

㊟

大洗町地方卸売市場条例第 24 条の規定により買受人組合を設立したので関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 設立年月日
- 2 組合規約
- 3 役員氏名
- 4 出資金又は会費
- 5 組合員の住所，商号，名称及び代表者氏名

様式第20号 (第17条関係)

買受人組合及び変更届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

買受人組合名

代表者名

㊟

大洗町地方卸売市場条例第24条の規定により下記資料を添えて届け出ます。

記

- 1 買受人組合同規約
- 2 役員名簿
- 3 組合員名簿

様式第 21 号（第 18 条関係）

販売手数料届

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は  
代表者名

㊟

大洗町地方卸売市場条例第 32 条の規定により販売手数料を定めたので  
届け出ます。

記

1 販売手数料率

ア 組合船 販売金額× /1000

イ 他港船 販売金額× /1000

様式第 22 号 (第 19 条関係)

月間卸売高報告書  
( 月分)

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は  
代表者名

㊟

大洗町地方卸売市場条例第 36 条第 3 項の規定により下記のとおり報告する。

記

種別	数量	単価	金額	備 考

卸売金額には消費税額を含む。

様式第23号 (第20条関係)

(表 面)

第 号		
大洗町地方卸売市場業務検査員証		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日	
	大洗町長	印

(裏 面)

- 1 大洗町地方卸売市場条例29条による業務検査をする場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人から請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は発行の日から1年とする。
- 5 異動、退職又は有効期限後は、直ちに返還しなければならない。

様式第 24 号（第 21 条関係）

## 市場使用許可申請書

年 月 日

大洗町長 様

住 所

名称又は

代表者名

印

大洗町地方卸売市場条例（第 39 条、第 41 条第 1 項、第 42 条）の規定により大洗町地方卸売市場を下記のとおり使用したいので許可くださるよう申請いたします。

### 記

1 使用目的

2 使用する用地、建物、その他施設の位置及び面積

3 使用期間

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

様式第 25 号 (第 22 条関係)

年 月 日

市場使用許可書

様

大洗町長



年 月 日付け申請のあった市場使用について、下記のとおり許可します。

記

- 1 許可期限 年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで
- 2 条 件